

## 1号議案資料

### 2025・26年度 執行部 理事辞任に伴う次点理事候補者の選任について

藤沼敏則理事辞任に伴い、役員候補者選任規程 第9条（下記）において、「投票日より1年以内に選挙によって選ばれた9名に欠員が生じた場合、得票数10番目以下の候補者を順次繰り上げ当選とする。」と記載があります。

2025年6月20日に総会を行い、選挙で選ばれた9名の理事候補においては理事を選任する決議を頂きましたが、次点の理事候補者については、その総会にて選任の決議を得ていないことを顧問弁護士、司法書士からご指摘がありました。については次点の理事候補者の理事選任について、臨時総会を開催し、決議をお願いするものであります。

#### 記

##### 【役員候補者選任規程】※9条のみ抜粋

（繰り上げ当選）

第9条 投票日より一年以内に選挙によって選ばれた9名に欠員が生じた場合は、得票数10番目以下の候補者を順次繰り上げ当選とする。

規程により選挙で選ばれた理事9名のうち1名欠員が生じたため、次点の方（10番目）を繰り上げ。

●次点 理事候補者 藤田 隆司氏 （次点1番目、37票）  
(任期／2027年度定時社員総会の終結のときまで)

以上